

どうする？ 日本の水道

自治・人権・公共財としての水を

【資料集】



DVD / 16 : 9 / 片面 2 層 / カラー / 41 分 / 2019 年

❖ 監修：内田聖子（PARC 共同代表）

❖ 監督・撮影・編集・選曲：土屋トカチ（映画監督）

❖ ナレーター：高島由紀子

❖ イラスト：ますだたいじ

❖ 整音：常田高志

❖ 制作：特定非営利活動法人 アジア太平洋資料センター
（PARC）

❖ 協力：一般財団法人全水道会館水情報センター / 岩手
中部水道企業団 / 食緑水を創る宮城県民会議 / 浜松市の水道
民営化を考える市民ネットワーク / 横浜市水道局 / 中川 崇

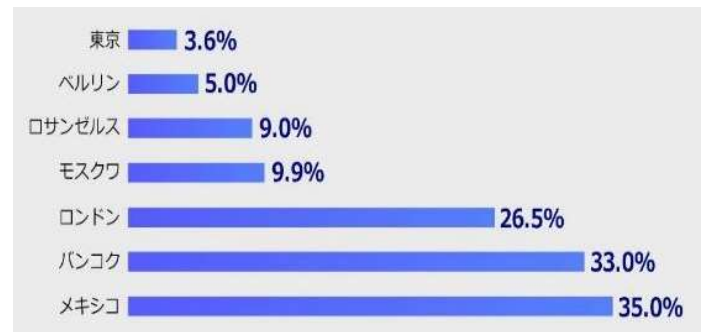
1. 日本の近代水道の歴史～公共の水を守ってきた日本

日本の水道事業の始まりは、1887年（明治20年）、横浜で敷設された近代水道です。海外との貿易や人の行き来の窓口となる港湾都市では、外国から持ち込まれる伝染病を防ぐために衛生的な水道の整備が進みました。その後も1889年（明治22年）に函館、1891年（明治24年）に長崎と、港湾都市では次々と近代水道が整備されました。

こうした中、1890年、水道は市町村によって公営で敷設・経営することを規定した「水道条例」が制定されます。以降、「地方公営」としての近代水道が全国につくられていきます。二度にわたる大戦で整備は一時停滞しますが、敗戦後の高度成長期には目覚ましい発展を遂げていきます。日本中に浄水場や水道管などのインフラが整えられ、水質も向上させてきました。2018年の日本の水道普及率は98%（給水人口1億2672万人）で、国民皆水道がほぼ実現しています。

日本の水道は世界でもトップクラスの水準です。先進国の大都市における平均的な漏水率が20～30%である中、東京都の漏水率は約3～4%、全国平均でも約5%です。また、水質基準も高く、私たちは水道水をそのまま飲むことができます。世界では、日本のように水道水を「そのまま飲める国」はわずか9カ国（うち2つは都市）、「そのまま飲めるが注意が必要な国」は21カ国です。

図1 主要都市の漏水率



出典：「水の安全保障研究会」最終報告書 2008年7月

△水道水がそのまま飲める国・都市

出典：国土交通省水資源部

日本 ドイツ ノルウェー アイルランド アイスランド フィンランド 南アフリカ スtockホルム シドニー

このように質の高い水道事業の法的基盤は、水道条例に代わり1957年に成立した水道法です。水道法は、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」と目的とし、水道事業の区分を給水人口によって定め、また水質基準、施設基準、認可基準、供給条件等の事業要件を定めています。

日本国憲法第25条は、「1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」として、社会権の一つである生存権を規定しています。このうち「公衆衛生の向上及び増進」には水へのアクセスも含まれており、憲法を具体化するための法律が水道法となっています。水道法では、水道の運営上の様々な権限と責任は自治体にあり、国はそれらを支援する役割であることが規定されています（水道法第二条2項）。

△水道法全文：

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=332AC000000177

2. 日本の水道が抱える課題

■人口減少による水道料金収入の減少

日本は1263の水道事業者がありますが（2016年度。簡易水道は除く）、現在、約3割の自治体の水道事業は赤字とされています。水道料金は「総括原価方式」と呼ばれるしくみで算定されており、人口が減れば一人ひとりの住民負担は増えていきます（図1）。現時点でも自治体間の料金格差は非常に大きく（図2）、公共水道を維持したとしても料金の上昇は避けられない状態です。

図1 水道料金の決まり方：総括原価方式

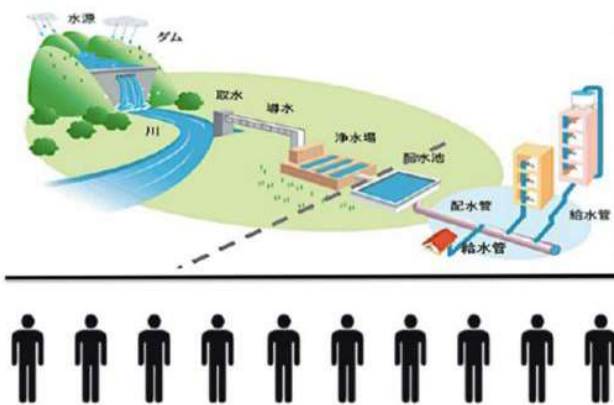


図2 各自治体の水道料金の違い



■水道インフラの老朽化

戦後一斉に敷設された水道管の法定耐用年数は40年であり、計画的に更新していく必要がありますが、資金不足や事業者不足から多くの自治体で更新が進んでいません。

■職員の減少

日本政府は1990年代以降、行政改革として公務員数削減を各自治体に押し付けてきました。その結果、1980年には7万6000人だった水道職員が、2016年には4万5000人と約4割減少しました（図3）。特に給水人口1万人未満の小規模事業は、平均1～3人の職員で水道事業を運営しています（図4）。

図3 水道職員数の推移

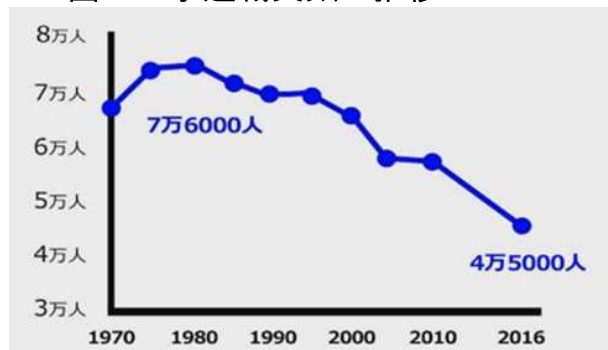


図4 水道事業における職員数の規模別分布

給水人口	事業ごとの平均職員数				（参考）事業数		
	事務職	技術職	技能職 その他	合計	最多	最少	
100万人以上	338	488	133	959	3,847	348	15
50万人～100万人未満	74	111	16	201	370	115	14
25万人～50万人未満	37	65	9	111	223	35	60
10万人～25万人未満	17	22	2	41	171	13	161
5万人～10万人未満	9	10	1	20	70	4	221
3万人～5万人未満	6	4	0	11	33	3	230
2万人～3万人未満	4	3	0	8	21	1	156
1万人～2万人未満	3	2	0	5	21	1	289
5千人～1万人未満	2	1	0	3	15	1	238
5千人未満	1	0	0	1	2	1	4

出典：総務省自治財政局 公営企業経営室
「水道事業経営の現状と課題」

出典：厚生労働省資料

3. PFI・コンセッション方式とは

各自治体の課題を解決するため、政府は PFI の一つの手法である「コンセッション方式」を推奨しています。「PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。サッチャー政権以降の英国で「小さな政府」への取り組みの中で生み出され、1992 年に導入されました。日本では 1999 年に法制化されています。

PFI 法が対象とするのは、道路や鉄道、空港をはじめ、上下水道、病院、教育文化施設など多くの公共施設で、すでに多くの PFI 事業が実施されています (図 2)。

水道・下水道は PFI の対象になっていますが、これまで水道・下水道では PFI を選択する自治体は増えてきませんでした。そこで政府は、PFI 法を何度も改定し、民間企業が水道事業に参入しやすいように財政的なインセンティブを与えてきました (図 3)。同時に、自治体に対しては PFI 導入を促すために、様々な計画立案を求めたり、PFI を優先的に検討するよう求めてきました。

図 1 規制改革と公共サービス民営化の経緯

年	法律・政策・政府の動き
1997	財政構造改革法制定
1999	PFI 法制定
2002	構造改革特区法制定、水道法改正
2003	公の施設の指定管理者の導入 (地方自治法改正)、地方独立行政法人法制定
2006	市場化テスト法制定
2007	郵政民営化
2009	公共サービス基本法制定
2011	総合特区法制定 PFI 法改正
2013	国家戦略特区法制定 PFI 法改正
2016	PFI 法改正
2018	PFI 法改正、水道法改正

図 2 PFI の対象施設

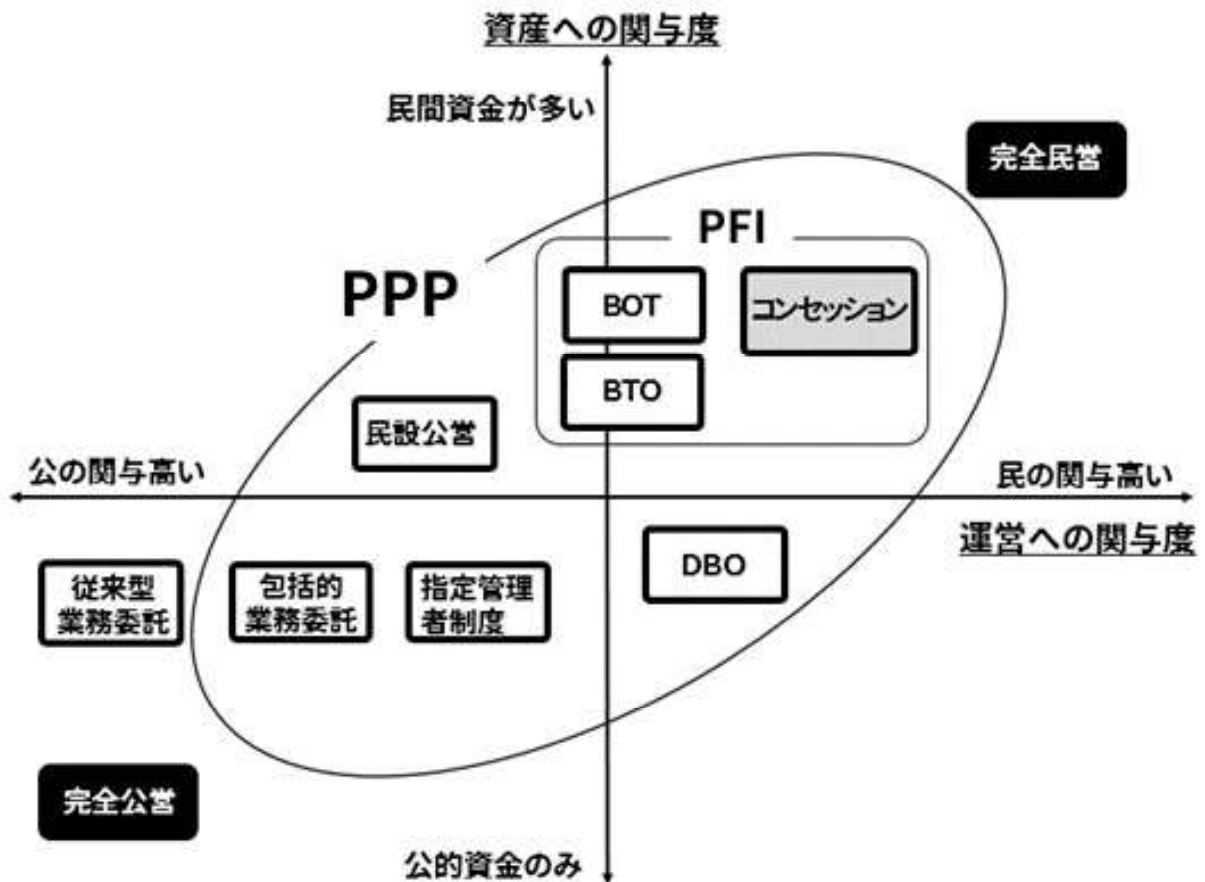
①公共施設：道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等
②公用施設：庁舎、宿舍等
③賃貸住宅及び公益的施設： 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等
④その他：情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設、船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星

図 3 PFI 法の改正

改正時期		改正内容
2001 年 12 月	第 1 次改正	行政財産の PFI 事業者への貸付が可能となる
2005 年 8 月	第 2 次改正	行政財産の貸付の拡充、指定管理者制度との整合
2011 年 6 月	第 3 次改正	民間提案制度・公共施設等運営権制度の創設 (コンセッション方式)
2013 年 6 月	第 4 次改正	民間資金等活用事業推進機構の設立
2015 年 9 月	第 5 次改正	公共施設等運営権者に対する公務員の退職派遣制度の創設
2018 年 6 月	第 6 次改正	公共施設等の管理者等及び民間事業者に対する国の支援機能の強化等水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除

図 1・3：内田聖子作成

図4 官民連携（PPP）の様々な形態



出典：各種資料より内田聖子作成

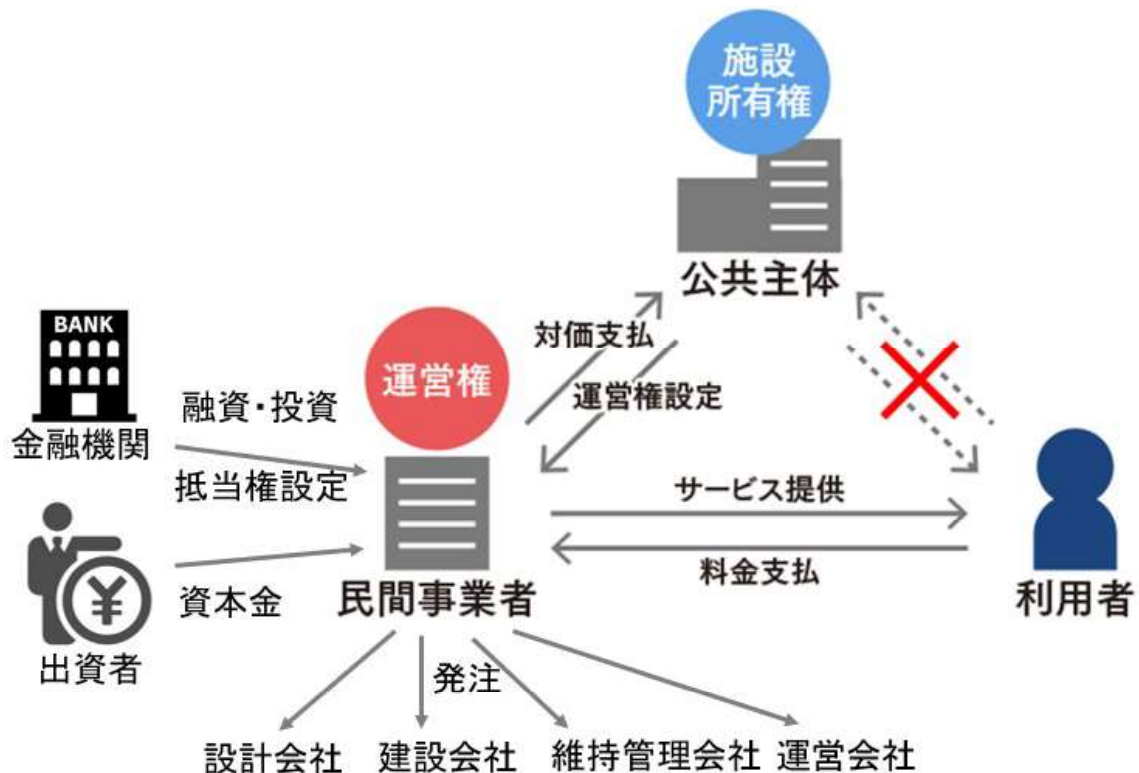
PFIは、「官民連携PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）」という大きな枠組みの中の手法の一つです。官民連携は、公共（自治体）と民間企業の関与の度合いや責任・所有のあり方によって、いくつかのパターンに分類できます（図4）。

図4では、左下が公共（自治体）による所有・運営によるものであり、対する右上が完全に民間企業が担うものです（＝完全民営化）。誤解が多いのは、すでに多くの自治体を実施している、個別事業の業務委託や包括的業務委託、指定管理者制度と、コンセッション方式を混同してしまうケースです。コンセッション方式は、施設の所有権は自治体が持ちつつ、運営権を企業に売却するもので、「完全民営化」とは異なるものの、サービスの提供に関するあらゆる権限を含む運営権が企業の手に移るため、「ほぼ民営化」「完全民営化の一步手前」と言えます。

一方、個別の業務委託や指定管理者制度などは、自治体が単年度の一般競争入札を通じて、民間事業者にお金を払って事業を担ってもらうものです。両者はオーナーシップとお金の流れという面で根本的に異なります。図中と言えば、左下の領域に事業が存在すれば、事業のオーナーシップは自治体の側にありますが、右上の領域に行けば行くほど自治体のオーナーシップは弱くなり、最終的には「完全民営化」となります。

4.コンセッション方式の問題点

図1 コンセッション方式のしくみ



コンセッション方式を導入すれば、自治体が住民に直接、水道サービスを提供するという関係性は大きく変わり、運営の中心となるのは企業となります（図1）。

コンセッション方式は、自治体が浄水場や水道管などの施設の所有権を持ったまま、民間企業に運営権を売却する方法です。「完全民営化」ではありませんが、これまでの業務委託とは次元が異なります。資金調達や財務、人事、業者への発注など、水道の運営に関わるすべての権限が、企業に移るからです。

住民は、企業に料金を支払うこととなります。企業は水道の事業認可を取らなくても、運営ができるようになります。一方、施設は自治体が所有するため、災害時や更新の責任は自治体に残ります。企業にとっては、リスクが少なく、事業参入しやすいしくみです。また、企業は運営権を担保に、銀行や投資家から資金調達できるようになります。運営権は譲渡可能であり、投資家にとってはリスク回避になるといわれます。

2018年12月の水道法改正では、水道事業の基盤強化等の目的とともに、「コンセッション方式」を自治体を選択しやすいような改正がなされました。

◆コンセッション方式の主な論点・懸念事項

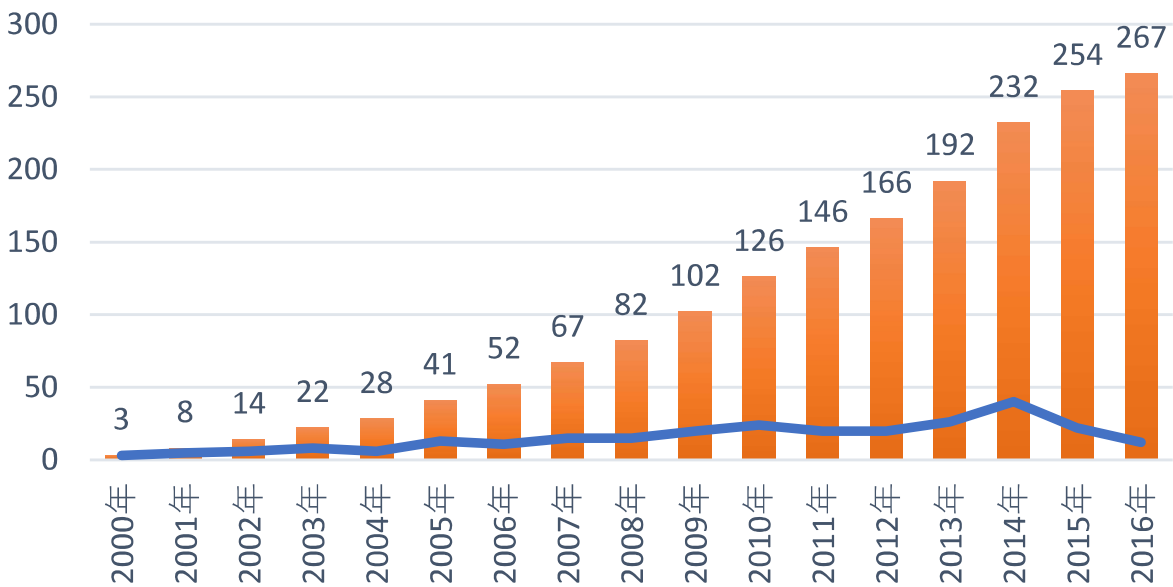
1. 水道料金の値上げ	コンセッション方式の導入によって必ず料金値上げがなされるとは言えませんが、海外事例などを見る限り多くの自治体で料金が値上げされています。日本でのコンセッション方式の場合、料金の上限額が予め自治体議会で承認され、改定する場合も議決が必要です。しかし契約して何年も経った後に、企業側から料金値上げの提案がされた際、その可否を議論するだけの情報や知見が議会の側になければ、提案を受け容れざるを得ない可能性が高いでしょう。
2. 水質などサービスの質の低下	コンセッション方式の特徴の一つは、契約期間が20年～30年と長期間であることです。政府は「民間であれば競争原理が働く」と言いますが、それは事業者の選定時であり、事業実施後は企業（コンソーシアムの場合もある）の独占状態となり、競争原理は働きません。そのためコスト削減や利益追求の結果として、水質などサービスの質の低下が懸念されます。
3. 災害時の対応	コンセッション方式では、施設の所有権を自治体が、運営権を企業が持ちます。災害時には水道管はじめ様々な施設が壊れ、水道供給ができなくなるというように両者は連動しています。迅速な判断を求められる災害時に、自治体と企業が意思疎通をして普及作業にあたれるのか、またその際の費用負担と責任はどうなるのかなど不透明な点が多く自治体のリスクが大きいですと言えます。
4. 地域経済への影響	水道に関わる様々な業務は、多くの場合単年度の公共入札によって自治体から各事業者へ発注されています。「町の水道屋さん」という言葉が表すように、管工事業者など多くの地元企業が水道を支えているのです。コンセッション方式では、企業が建設や管理に携わる下請企業を自由に決め発注できるようになります。コスト削減のため系列の子会社などへ発注することも予想され、地元企業の仕事が減ったり、適正な価格で発注がなされないなど地域経済への影響が懸念されます。
5. 職員・技術が自治体から失われる	コンセッション方式が導入されれば、職員の減少はさらに進みます。長期にわたるコンセッション契約の中で、これまで蓄積してきた水道に関する技術や経験は自治体から消失していきます。そうなれば、契約期間の終了時に再公営化するという選択も難しくなります。
6. 自治体によるモニタリングは可能なのか	政府は「運営権が企業に移っても自治体がしっかり事業のモニタリングをするので問題ない」と言います。しかし運営権の移行は経営権の移行であり、財務情報や日々の運営業務は企業の側のものとなります。こうした中で、職員も減った自治体がどこまで企業の日常業務や財務諸表をチェックし、また問題があれば是正するよう提言できるのかは疑問です。
7. 自治体や住民への情報開示 財務情報等の開示など透明性の問題	英国の会計検査院は、PFIのデメリットとして「性能発注であるため業務プロセスがわかりにくく価格上昇やサービス低下の原因がわかりにくい」「コンソーシアム参加企業の個別業務間の責任の所在とお金の流れが不明確になる」という点を指摘しています。海外の他の事例でも、自治体や住民への情報開示や説明責任が不十分であったケースは多くあります。特に財務諸表や運営に係る経費、役員報酬や株主配当などが自治体・住民に開示されるのかは重大な問題です。

5.再公営化が進む海外

私たちが生きていく上で必須である「水」。2010年、国連総会は安全な飲料水へのアクセスを人権の一つとする(The Human Right to Water)原則を承認しました。しかし1990年以降、世界の多くの国・自治体において水道サービスの民営化が進み、途上国での水へのアクセスもまだ多くの課題が残っています。

こうした中、ヨーロッパをはじめ多くの国・地域で、民間企業が担ってきた水道サービスを公営に戻す動き、すなわち「水道の再公営化」が広がっています。2000年から2016年の間に、32カ国で267の自治体が水道の再公営化を決定しました。そのうち106のケースがフランスで起こっていることは注目に値します。水道民営化を生み出し、長い歴史を持つフランスで多くの自治体が再公営化を選択したのです。

2000年以降に水道再公営化した世界の自治体数



フランス	106
米国	61
スペイン	27
ドイツ	17
アルゼンチン	8
カナダ	4
ハンガリー	4
イタリア	3
カザフスタン	3
南アフリカ	3
ボリビア	2

コロンビア	2
インド	2
インドネシア	2
モザンビーク	2
トルコ	2
ウクライナ	2
ウズベキスタン	2
ベネズエラ	2
アルバニア	1
ベルギー	1
中央アフリカ共和国	1

エクアドル	1
ギニア	1
レバノン	1
マレーシア	1
メキシコ	1
ポルトガル	1
ロシア	1
スウェーデン	1
タンザニア	1
ウガンダ	1

出典：“Reclaiming Public Services How cities and citizens are turning back privatization”

https://www.tni.org/files/publication-downloads/reclaiming_public_services.pdf

6. イギリスでは PFI は「失敗」と評価

公共サービスとして運営されてきた事業に、民間の投資を入れる PFI というスキームは、サッチャー政権以降のイギリスにおいて、「小さな政府」への取り組みの中から誕生したものです。

1980 年代後半からイギリスは公益事業を次々に民営化し、公共部門への民間参入を拡張。電話、ガス、空港、航空、水道などを民営化しました。PFI はその延長で「完全民営化に準ずる施策」としてジョン・メジャーの保守政権によって開発され、その後、イギリスの例に倣えと世界各地で採用されるようになりました。1990 年代後半から 2000 年代にかけては、労働党政権も PFI を推進します。財政逼迫の中で老朽化したインフラを短期間に整備するために PFI が「唯一の解決策」として進められていきます。自治体の財政から借金は一見消えたように見えるため、PFI は魅力的に映ったわけです。これは現在の日本の状況ともよく似ています。

しかし、そのイギリスで近年、PPP/PFI は「失敗」だったという評価が下されています。2018 年 1 月、英国会計検査院は PFI の「対費用効果と正当性」に関する調査報告を行いました。これによると、導入前から分析されてきたデメリットの方が多く表れていることがわかったのです。PFI のデメリットとは、以下のような点でした。

- 自治体と民間との契約期間が長い（20 年程度）
 - 競争原理が働かず公共サービスの質が低下する
 - 変化に対して柔軟に対応できない
- 1つの事業者への包括的性能発注を行う
 - 性能発注であるため業務プロセスがわかりにくく、価格上昇やサービス低下が起きても原因がわかりにくい
 - 業務の委託先がコンソーシアム参加企業であることが多いために、個別業務間の責任の所在とお金の流れが不明確になる
- 自治体と民間とのリスク分担
 - 民間がリスクを負担できない場合、サービスの途絶・質の低下が起きる
- 民間による資金調達
 - 民間が途中で破綻した場合、自治体の負担が増加する

こうした結果から会計検査院は、「多くの PFI プロジェクトは、通常の公共入札のプロジェクトより 40%割高」「25 年経験したが、公的財政に恩恵をもたらすというデータは不足」とまとめています。『Financial Times (フィナンシャル・タイムズ)』も、「英国会計検査院が PFI によって数十億ポンドもの損失が生じていることを暴露」（2018 年 1 月 18 日）という記事を掲載し、「会計検査院によれば、英国は、そのインフラの多くを建設するために用いた PFI による不明瞭な便益のために、数十億ポンドもの超過コストを負担させられている」と報じました。

さらに 2018 年 10 月 29 日、フィリップ・ハモンド財務大臣は、「官民パートナーシップを廃止する。金銭的メリットに乏しく、柔軟性がなく、過度に複雑」として、「今後新規の PFI 事業は行わない」と宣言しました（進捗中のもものは継続）。イギリスでは PFI の不透明性が最大の問題と考えられ、今回の終了宣言につながっていると言えます。こうした経験を私たちは学ぶ必要があります。

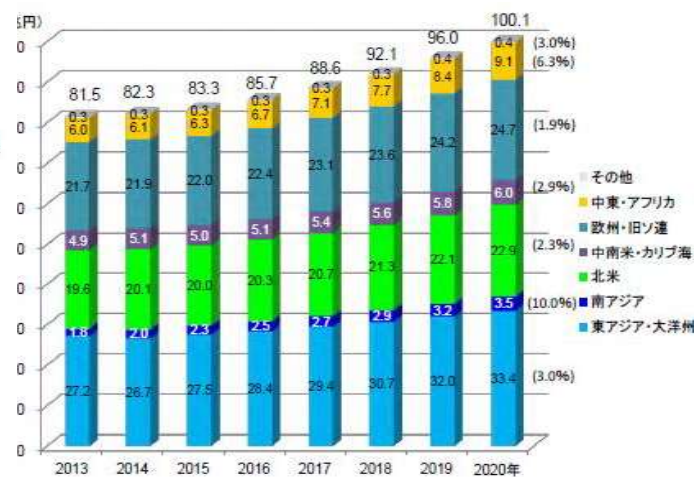
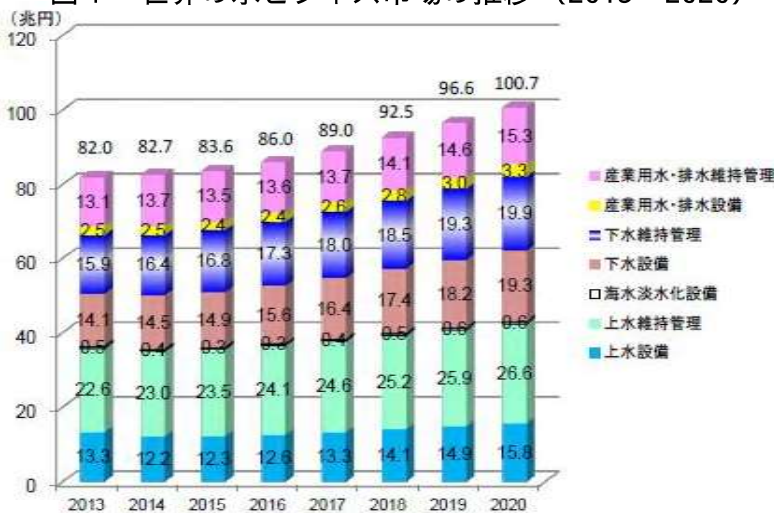
7.なぜ日本政府は PFI／コンセッションを推進するのか

日本政府は PFI／コンセッションを推進する理由の一つは、日本の水道市場を拡大し、外資系を含む民間企業からの投資を促すことで政府・自治体の支出を削減する「小さな政府」の路線です。民間投資を引き寄せることで、国内経済を活性化できると政府は主張しています。

もう一つは、日本企業の国際水ビジネス市場への参入です。世界の水需要は増え続ける一方、地球温暖化などの影響で水資源は枯渇しています。中国、インドをはじめ新興国及び東南アジアの国々では、人口増加や経済発展・工業化が進む中で水道・水処理の需要が急速に高まると見込まれています。特にアジア地域は有力な市場とみなされており、ここに将来的に日本企業が積極的に参入していくことが政府の方針です。日本の政府開発援助（ODA）も用いながら水企業の育成と水市場の開拓が進められています。

図1 世界の水ビジネス市場の推移（2013～2020）

図2 地域別市場規模の推移（2013～2020）



出典：経済産業省「我が国水ビジネスの海外展開」2017年3月

厚生労働省は「平成20年度水道国際貢献推進調査」で、「日本が世界のトップランナーたる水道を形成してきた経験及び知見等を最大限に活用し、日本の水道産業が国内市場にとどまらず、アジアをはじめとする国際市場という新たな市場に挑戦していこうとする」としています。また経済産業省が始めた専門家や企業人による「水ビジネス国際展開研究会」は、2010年4月の報告書「水ビジネスの国際展開に向けた課題と具体的方策」にて、「(日本企業の)弱みは、我が国の水事業が長らく公営事業として実施されてきたため、我が国企業には、海外事業案件の入札に際し必要とされる程度(給水量・給水人口、年数)の水道事業の運営・管理に関わる経験がないこと」「国内での包括的民間委託や海外での事業を通じて事業運営のノウハウを吸収・蓄積することで、安定した事業運営を行う。このように、水事業の受注と事業運営を重ねることで、段階的に市場シェアを拡大し、長期的に我が国企業が水事業分野において世界的に優位な地位を確保することを目指す」としています。国際協力や個別分野での企業の活動の意義はあるものの、日本企業が海外でコンセッションや完全民営化を担っていくのだとしたら、日本企業が途上国・新興国の人々の公共の水への権利を奪いかねません。こうした面も含めて私たちは新自由主義の波に抵抗していかなければなりません。

参考文献・団体情報

◆書籍・文献

〈世界の水道民営化と水ビジネスについて〉

『世界の“水”が支配される!—グローバル水企業(ウォーター・バロン)の恐るべき実態』
国際調査ジャーナリスト協会(ICIJ)、翻訳・佐久間智子/2004年/作品社

『世界の“水道民営化”の実態—新たな公共水道をめざして』トランスナショナル研究所・コーポレートヨーロッパオブザーバトリー 編、翻訳・佐久間智子/2007年/作品社

『ウォーター・ビジネス—世界の水資源・水道民営化・水処理技術・ボトルウォーターをめぐる壮絶なる戦い』モード・バーロウ、翻訳・佐久間智子/2008年/作品社

〈世界の水道再公営化について〉

『世界的趨勢になった水道事業の再公営化』エマニュエレ・ロビーナ、岸本聡子、オリヴィエ・プティジャン著、国際公務労連リサーチユニット(PSIRU)、トランスナショナル研究所(TNI)、Multinational Observatory、PSI加盟組合日本協議会(PSI-JC)/2014年
<https://www.tni.org/files/download/heretostay-jp.pdf>

『公共サービスを取り戻す—民営化に自治体、市民がいかに立ち向かったか』トランスナショナル研究所(TNI)/2017年

(要約版・日本語) https://www.tni.org/files/publication-downloads/rps_ja_web.pdf

〈日本の水道・水道民営化について〉

『日本の水道をどうする? 民営化か公共の再生か』内田聖子編著/2019年/コモンズ
『水道民営化で水はどうなるのか』(岩波ブックレット)橋本淳司著/2019年/岩波書店
『安易な民営化のつけはどこに 先進国に広がる再公営化の動き』橋本淳司、三雲崇正、辻谷貴文、岸本聡子著/イマジン出版/2019年

『水道の民営化・広域化を考える』尾林芳匡・渡辺卓也編著/2018年/自治体研究社

『水は誰のものか—水循環をとりまく自治体の課題 (自治体議会政策学会叢書)』橋本淳司著・自治体議会政策学会 (監修)/2012年/イマジン出版

◆DVD に登場した方々の団体・情報

- 浜松の水道民営化を考える市民ネットワーク：<https://suidou2018.hamazo.tv/>
- 岩手中部水道企業団：<https://www.iwatetyubu-suido.jp/>
- 全水道会館・水情報センター：
<http://www.mizujoho.com/mizujoho/tabid/83/Default.aspx>
- 水ジャーナリスト・アクアコミュニケーター・橋本淳司の公式ページ：
<https://www.aqua-sphere.net/>

上映会を開催しませんか？

水道民営化や水についてもっと知りたい。仲間と考え、行動したい——。
そう思った方のために全国各地での上映会開催を呼びかけています。
地域で、グループで、ぜひ企画ください。

★上映会開催までの流れ

1. PARC 事務局に上映会開催を申し込む（日時、会場など決定事項をお伝えください）
2. DVD と請求書をお届けします。代金と上映料を期日までにお振込みください。
DVD をすでにお持ちの方は上映代金のみお振り込みください。
3. 上映会開催！

★上映会にかかる経費

$\text{DVD代金 (4,500 円+税)} + \text{上映料 (1 回 10,000 円+税)} \times \text{上映回数}$

- ・事前に DVD (4,500 円+税) をご購入ください。ご購入済の方は上映料のみお支払いください。
- ・上映料は 1 回 10,000 円+税です。1 日の上映会でも 2 回以上の上映をされる場合は、10,000 円+税×上映回数となります。
- ・DVD 送料、振込み手数料はお客様のご負担となります。
- ・上映会の会場や人数、参加費の徴収の有無および金額はすべて主催者の方の自由です。
- ・講師派遣のご相談も承っております。ご希望の日時・内容などお知らせください。
- ・本資料集を、皆さまの上映会で配布いただいても結構です（無料）
- ・上映会で DVD を販売くださる場合は定価 (4,500 円+税) ×0.8 で委託販売をお願いしております。

【ご注文・上映会開催申込み・お問い合わせ】

特定非営利活動法人 アジア太平洋資料センター (PARC)

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-7-11 東洋ビル 3F

TEL.03-5209-3455 FAX.03-5209-3453

E-mail : office@parc-jp.org Web: <http://www.parc-jp.org/>